

## 答申書

### 1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和2年5月17日に提起した処分庁（山形県知事）における精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を交付しない旨の決定に係る処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### (1) 審査請求人（審査請求書及び反論書）

手帳の交付対象となる注意欠陥多動性障害（以下「ADHD」という。）であるにもかかわらず、他の病名もあるのではないかと、また少々乱暴な行動がみられるため、手帳交付により何らかの反社会的な行動をするのではないかと決めつけている。

病名について、診断根拠が希薄との指摘があるが、きちんとした検査を受けた上での医師の診断結果であり、それを前提に、特徴的な症状として、不注意、衝動性との捉え方は当然ではないか。

以上の点から本件処分の取消しを求める。

#### (2) 審査庁

本件処分を不当とすべき事実は認められず、本件審査請求は理由がないことから、棄却されるべきである。

### 3 審理員意見書の要旨

#### (1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### (2) 審理員意見書の理由

##### ア 本件処分に係る手続について

本件処分は、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成7年9月12日厚生省保健医療局長通知別紙。以下「実施要領」という。）及び「山形県精神障害者保健福祉手帳事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に基づき、医師の診断書が添付された申請について、山形県精神保健福祉センターにおいて、精神保健指定医が出席する「精神障害者保健福祉手帳並びに自立支援医療支給認定判定会」（以下「判定会議」という。）を開催し、手帳の交付の可否を判定したものであり、その手続における不備は認められない。

イ 本件処分の申請時に提出された診断書における精神障がいの状態と政令で定める障害等級判定基準における障がいの状態の比較について

障害等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項により、障がいの程度に応じて重度のものから1級、2級、3級に区分され、具体的な基準は、同項及び「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（平成7年9月12日厚生省保健医療局長通知別紙。以下「判定基準」という。）に定められている。障害等級3級については、「精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」とされており、その状態に至らない場合は手帳は交付されない。

障害等級の判定は、判定基準において、「精神疾患の存在の確認」、「精神疾患（機能障害）の状態の確認」、「能力障害（活動制限）の状態の確認」、「精神障害の程度の総合判定」という順を追って行われることとされている。

本件処分に係る診断書における精神疾患（機能障害）について、判定した精神保健指定医3名は、診断書の病名はADHDとなっているが、診断書に記載されている内容からは診断根拠が希薄であり、ADHDとは確認できず、交付対象となる障がいとは認められないと判断したものである。

ウ 判断

上記ア及びイにより、本件処分に係る手帳交付の可否の判定を不当とすべき事実は認められない。

#### 4 調査審議の経過

令和3年11月19日 審査庁からの諮問の受付

令和3年12月16日 調査審議

#### 5 審査会の判断の理由

##### (1) 障害等級の判定の妥当性について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条において、「精神保健指定医」は、厚生労働大臣が、一定の実務経験を有し、法令で定められた研修を修了した医師のうち、特定の職務に必要な知能及び技能を有すると認められる者を指定すると規定されている。

判定会議の委員については、実施要領において、「原則として、精神保健指定医とすることが望ましい」とされているところ、本件処分に係る判定会議では、精神保健指定医3名の合議により判定を行っている。

次に、障害等級の判定については、判定基準において、「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状況及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること」とされ、「精神疾患の存在の確認」、「精神疾患（機能障害）の状態の確認」、「能力障害（活動制限）の状態の確認」、「精神障害の程度の総合判定」という順を追って行われることとされている。

そして、障害等級3級（精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）の精神疾患（機能障害）の状態については、「発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの」とされている。

処分庁は、本件処分に係る判定について、①診断書の記載内容がADHDの診断根拠としては希薄であること、②ADHDの「衝動性」とする症状は無理がある印象が強いこと、③診断書にある家庭内暴力（素行不良、反社会的行動）、動物虐待、共感性の欠如などの問題は、ADHD以外の要因が関与している可能性があり、ADHDの診断を積極的に支持するものではないことから、申請書に添付された診断書の記載内容からは交付対象となる障がいとは認められないとの判定を行った。

本件処分に係る障害等級の判定の妥当性については、3名の精神保健指定医による判定会議において、上記①から③を根拠として、精神医学的見地から、診断書の記載内容からは手帳の交付対象となる精神障がいであるADHDとは認められないとしたものであり、違法又は不当な点は認められない。

## (2) 本件処分における手続と審査方法の妥当性

本件処分は、実施要領及び事務処理要領に基づき、山形県精神保健福祉センターにおいて、精神保健指定医が出席する判定会議を開催し、手帳の交付の可否について判定を行い、その結果を受けてなされたものであり、手続上違法又は不当な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

## (3) 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進（会長）

阿 部 未 央

石 澤 義 久

加 藤 静 香